
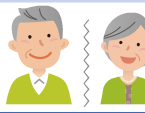





5 被扶養者の資格を満たさなくなった場合の取消手続について

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要となります。被扶養者が経済的に自立するなど、日常生活実態が大きく変化し、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに取消手続をお願いします。

以下の①～⑥に当てはまる場合は、被扶養者取消手続が必要です。「確認調書」および「添付書類」をご提出いただいた後、別途下記の該当書類を事業主(所属の会社)へ提出してください。

対象者	提出書類	入手元
① 勤務先の健康保険に加入したとき 	① 「被扶養者(取消)申請書」 ② ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 ③ 勤務先等で交付された「保険証」〔コピー〕または「健康保険資格取得証明書」〔原本〕 ※ジェイティ健保以外の健康保険に加入する(した)ことがわかるもの	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 お手元 勤務先 加入先の健保
② 離婚・死亡したとき 	① 「被扶養者(取消)申請書」 ② ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 ③ 離婚の場合離婚した年月日が確認できる書類(離婚届の「受理証明書」等)〔コピー〕 死亡の場合死亡した年月日が確認できる書類(「死亡診断書」等)〔コピー〕	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 市区町村役場 お手元
③ 同居条件の被扶養者が別居したとき (被保険者の直系尊属・配偶者・子・孫・兄弟姉妹を除く三親等以内の親族) 	① 「被扶養者(取消)申請書」 ② ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 ③ 「除票住民票」〔コピー可〕 ※別居した年月日が確認できるもの	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 転居前の 市区町村役場
④ 他の家族の被扶養者となったとき 	① 「被扶養者(取消)申請書」 ② ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 ③ 他の家族の扶養者として交付された「保険証」〔コピー〕または「健康保険資格取得証明書」〔原本〕	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 お手元 勤務先 加入先の健保
⑤ ● 年収130万円以上の収入が見込まれるようになったとき ※60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上 ● 年間収入が被保険者の年間収入の1/2以上見込まれるようになったとき 	① 「被扶養者(取消)申請書」 ② ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 ③ 1) 給与収入が増えた場合: 「雇用契約書」〔コピー〕または「給与支払(見込)証明書」〔原本〕 ※勤務条件の変更日等が確認できるもの 2) 年金収入が増えた場合: 「年金額改定通知書」〔コピー〕 3) 年金受給が開始した場合: 「年金証書」〔コピー〕等、年金額が確認できる書類	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 お手元 勤務先 日本年金機構等 (年金事務所)
⑥ その他、被保険者との生計維持関係がない方	① 理由により添付する書類が異なりますのでジェイティ健保に問い合せください。	

[被扶養者の収入が被保険者の年間収入の1/2以上あっても、資格喪失対象から除外となる要件]

被保険者の『子』で以下(1)～(4)要件すべてに該当する方

- (1) 被保険者の収入が130万円(子が障害年金受給の場合は180万円)未満
- (2) 被保険者に配偶者がいない(ひとり親家庭)
- (3) 子が19歳未満または障害年金を受給している
- (4) 子の年間収入が130万円(障害年金受給の場合は180万円)未満であって、被保険者の年間収入未満

被保険者の『配偶者』で以下(1)～(4)要件すべてに該当する方

- (1) 被保険者の収入が180万円未満
- (2) 配偶者が60歳以上または障害年金を受給している
- (3) 配偶者の収入が年金のみ
- (4) 配偶者の年間収入が被保険者の年間収入未満